

別紙

消防法施行令第32条の適用を受けるための措置						
A 防火 対象 物の 区 画 等	1. 令8区画（共同住宅と他用途）の区画方法		B 二 方 向 避 難 の 確 保	1. バルコニーの大き さ		
	(1) 区画の構造	耐火構造（ ）		2. 避難ハッチの大き さ・設置方法		
	(2) 貫通配管 施工方法	給水管（ ）管（ ）		1	3. 避難器具の種類	
		排水管（ ）管（ ）		1	4. バルコニーの維持 管理等	
		ガス管（ ）管（ ）	1			
		電線管（ ）管（ ）	1,2			
	2. 住戸等間及び住戸と共用部分の区画方法		C 開 放 型 住 戸 等 の 場 合	1. 周囲の空地の状況 (直接外気に開放されて 廊下等と隣地境界線等 との距離)		
	(1) 区画の構造	耐火構造（ ）		2. 直接外気に開放さ れている廊下等の 開放性の確保 (開放部分の面積、手すり 等の上端から小ばり・た れ壁等の下端までの高さ 及び小ばり等の下端まで の高さ、防風スクリーン の幅・相互間隔、排煙開 口部を設ける場合の天井 からの高さ及び長さ)		
	(2) 貫通配管 施工方法	給水管（ ）管（ ）			1,3	
		排水管（ ）管（ ）			1,3	
ガス管（ ）管（ ）		1,3				
電線管（ ）管（ ）		1,3,4				
	油 管（ ）管（ ）	1,3				
3. 住戸等と共用部分 との開口部の種類・ 大きさ・解鎖機構等			1 貫通部はモルタル等で埋戻しを行い、かつ強度保持を図ること。			
4. 共用部分の壁・天井 の仕上げ材料			2 電線管は鋼管を用い、貫通部両壁面から1m以上突出させ端 末部分を不燃材料で充填すること。ただし、耐火構造の場合の 壁・床等に1m以上埋設された場合を除く。			
5. 住戸等の外壁開口 部間の垂直距離			3 鋼管は、貫通部前後いずれか100mmまでの範囲を、厚さ 20mm以上のロックウール等で被覆すること。			
6. 3階以上の住戸の 最大床面積			4 電線管は金属管を用い、貫通部両壁面から30cm以上突出 させ末端部分を不燃材料で充填すること。ただし、耐火構造の 場合の壁・床等に1m以上埋設された場合を除く。			